

## 広島県告示第五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、三原市長から届出があつた。

平成二十二年一月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

位 置	面 積	欄
三原市幸崎町能地字岡山四一四八の四から 字大西三四九七の三に接する埋立地を経て 字中西三四一六の一に至る間の地先	一二、八七六・七五平 方メートル	上 欄
三原市幸崎町能地字大西		下 欄